

第19回 創業・IT等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成26年3月12日（水）17:00～18:00
2. 場所：中央合同庁舎4号館12階共用1214特別会議室
3. 出席者：
（委員）安念潤司（座長）、滝久雄（座長代理）、大田議長代理
佐久間総一郎、松村敏弘、森下竜一
（専門委員）圓尾雅則、川本明、久保利英明
（関係団体）日本証券業協会
社団法人生命保険協会
（国税庁）課税部課税総括課長 重藤 哲郎、
課税部課税総括課 企画専門官 竹川 洋樹
（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、中原参事官、柿原参事官

4. 議題：
（開会）
1. 国税庁、事業者からのヒアリング
「金融機関に対する取引照会の一元化」
（閉会）

5. 議事概要：

○大川次長 それでは、定刻でございますので、規制改革会議第19回創業・IT等ワーキング・グループを開催させていただきたいと思っております。

皆様方には御多用中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日所用により、翁委員、小林専門委員は御欠席でございます。

また、本日は大田議長代理に御出席いただく予定でございます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

なお、本ワーキング・グループにおきましては、議事概要を公開することとなっておりますので、御了承願います。

それでは、以後の進行は安念座長にお願いいたしたいと存じます。安念座長、よろしくお願いいたします。

○安念座長 どうもありがとうございます。

それでは、早速本日の議題であります、「金融機関に対する取引照会の一元化」に入らせていただきます。関係の方々に御入室いただいでください。

(国税庁、日本証券業協会、社団法人生命保険協会入室)

○安念座長 それでは、本日はお忙しい中御参集いただきまして、ありがとうございます。

金融機関に対しては、税務署や警察、福祉事務所などから、多くの取引照会が行われていると聞いておりますが、今回は、国税に係る調査に関する取引照会ということに問題を限定いたしまして、まずは、国税庁さんから御説明をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○国税庁(重藤課長) 国税庁の課税総括課長の重藤と申します。よろしくお願いいたします。

このワーキング・グループは、去年の秋ぐらいにも一度お邪魔いたしまして、そのときは国税関係書類など、スキャナー保存の要件を緩和できないかというようなことで、いろいろ御指導いただきまして、ありがとうございます。

今日は、金融機関に対する取引照会ということで、また御説明させていただきます。

お手元に資料1というのを御配りさせていただいていると思いますが、そもそも国税の仕事・使命とはとか、そういうところから始まって、必ずしもピンポイントで今日の議論に沿っているというわけにはなっておりません。また、この資料を作った段階では、今日、お見えになっている日証協さんとか、生保協会さんが具体的にどういうことをおっしゃるのかわからない状態で作ったものですから、むしろ、この資料に沿ってというよりは、資料は参考に御覧いただいてということで、資料から離れる形になりますが、口頭で状況を説明させていただきたいと思います。

今回、テーマになっておりますのは、我々国税当局、税務署が金融機関、証券会社、あるいは生損保、あるいは銀行と、今日は、銀行の方はお見えになっていませんが、銀行等に対して、いろいろ照会をすることが多々ございます。

この照会といいますのは、例えば銀行であれば、いついつ時点のこの人の銀行口座の残高がどのくらいあるのかちょっと教えてくださいとか、あるいはその人の取引の履歴を教えてくださいとか、生命保険であればどういう契約があつてとか、そういうことを伺うということでございます。

どういう局面でそういう照会をするのかと言いますと、国税当局から金融機関に照会するのはいろいろな局面があるのですが、一番典型的なのは税務調査の段階でございます。税務調査に行きますと、個人で事業をなさっているとか、あるいは法人、あるいは相続税の調査等々がございますが、例えば事業をなさっている方のところに行けば当然、その伝票を見たり帳簿を見たりということで、税務申告が実態と合ったものになっているのかというようなことを見るわけですが、当然、そのときにお金の流れがどうなっているのかということを確認するというのが、やはり調査の基本でございます。例えばお金の出入りがどうなっているのか、あるいは期末の残高がきちんと合っているか、お金がきっちり合っているか、ということを見るというのはどうしても調査の基本になります。

あるいはまた、相続税であれば相続が発生したときに、相続財産が幾らあるのかというの

を確定するということが基本になりますから、その時点でどういう資産を持っていたのか、銀行の預金もあれば、それ以外の資産もあります。また、相続に際して、例えば保険金が支払われていたとすれば、それもまた課税関係が発生しますから、死亡保険金がいつ払われたのかとか、そういったことも調べなくてはなりません。こういったようなことで、いろいろ金融機関に行って調べないといけないことが多々生じます。

ところで、実際に通常の税務署の調査といいますのは、担当者が一人で調査に行きます。それが基本です。もちろん大型の事案になれば、何十人という人間で行くものもございますが、基本的には個々の税務署ですと、一人で行くというのが一番典型的なケースです。

実際に行きますと、預金にしても、あるいは証券の取引の口座にしても1つのところで口座が1個しかないというケースももちろんありますが、複数の口座をお持ちの方、あるいは法人の会社が当然あるわけで、それらについては、実際に金融機関に行って見せていただくというのが基本になるわけですが、一人だとなかなか全部見るというのも大変だと。また、個々の調査自体は限られた期間、例えば1週間とか2週間とか、そのくらいで終わらせなければいけないという時間的な制約もあります。

そういったことで、例えば金融機関さんにこの人の口座についての、先ほど申し上げたような情報を教えてくださいという照会文書を出すと、それに対して回答をいただくと、そういうことをやっているわけでございます。

今回、日証協さんあるいは生保協会さんから御要望という形で出ているのも、それはそれでわかりますし、良いのだけれども、非常に数多くて、かつそれぞれに内容が違ったりするのでということが問題になってくるのだと思います。

照会の件数に関しましては、我々の方でも個々の調査の中で実際に必要が生じるたびに、郵送なりで発送してということなものですから、統計的な形で数をとっているわけではないので、そういう意味できっちりした件数を把握しているわけではないのですが、今日配られている日証協さんの資料、あるいは生保協会さんの資料などの中にも、例えば日証協さんの方でも、楽天証券さんが同業の何社から聞いた、年間で何千件とかという件数、あるいは生保協会さんの方ですとさらに多くて、場合によっては百万件とかいったような数字が出ているというような、確かにかなりの数でございます。これは、税務署の調査自体が年間20万件、30万件というくらいでやっておりますので、全てについて照会を出しているかという、必ずしもそうとは限らないわけですがけれども、先ほども言いましたように、一人の方でも幾つもいろいろな口座を持っているケースもあるものですから、トータルするとかなりの数に上るということでございます。

資料に沿った説明はしないと申しましたが、この資料の中にも昨年、規制改革ホットラインに寄せられた提案事項というのが、私どもの資料の5ページに抜き出させていただきましたが、それに関して幾つかの要望が出されておまして、税務署は全国500幾つかあって、そこからそれぞれ行きますので、回答先が多岐にわたるので、そこを何とかできないかとか、あるいは書式がそれぞれ違うからそれを統一してもらえないかとか、今、基本は

紙でのやりとりなのですが、そこを電子的にできないかといったような御要望、恐らく、今日この後お話になる日証協さん、生保協会さんの御意見も、基本的にはそういったところがベースになってくるのではないかと考えております。

ここに関しましては、私どものスタンスも基本的には、まさに我々が照会という形で金融機関さんをお願いをして、それに答えていただいているということですので、我々としても、金融機関さんの事務負担であるとかといったことにはできる限り配慮をして、御要望に添えるところは、是非添えるようにやっていきたいというのが基本的なスタンスでございます。

まず、様式に関して実情を言いますと、先ほども言いましたように金融機関の業態によっても、もちろん当然内容が違ふ。それから、調査の局面でも残高が欲しい場合もあれば、それまでの取引の履歴が欲しい場合もあればというようなことで、調査の局面によって、また調査する税目などによってもいろいろニーズが違ったりということもあり、あと部内的に別々の組織でやっていたりということもあって、いろいろ様式が統一されていないというのは、まず現状としては事実でございます。また、そこにつきましては御要望もいただいておりますので、我々もお話を伺って、なるべく御要望に添える形で統一できるものは統一するという方向での検討をしたいと考えております。

それから、基本は郵送であると、そこについて、例えばディスクのようなものでできないかといったようなお話もあります。ここにつきましては、実は今でも個別にはそういうお話があって、記録媒体に落として出していただいても結構ですよ、というやりとりをしているケースも実際がございます。そこにつきましては、基本的に我々もそういうやり方でもこれからできるように、うちの部内のいろいろな事務フローとかもちょっと整えたりしないといけないものですから、若干部内的にも整理しないといけないところもありますが、ただ一方で、例えば照会に係る文書とは違うのですけれども、国税関係の各種法定調書というものを金融機関さんにも出していただいております、そういったものについては、かなり件数が多いものについてはディスクで出してくださいということで、実際ディスクで受け取るということもしておりますので、これもやってできないという話ではもちろんございませんから、そこも前向きに検討していきたいと考えております。

それから、物の提出だけではなくて、そこまでのいろいろなやりとりをネットでできないかというような御指摘があって、これも考え方としては、我々もできれば、それはそれでももちろん否定するものではありません。ただ、そこについては、若干すぐにとというのは、多分難しいなと思っております、お聞きになったこともおありかと思いますが、国税の申告とかにおいては、KSK (e-Tax) というシステムがありまして、これでやっているのですが、かなり図体の大きいシステムでありまして、ちょっと直すのにもかなり手間とコストがかかる。かつ、今国税にありますKSK (e-Tax) というシステムは、基本的には申告を受け取る、こちらから何かを発するというものではなくて、基本的には受け取る、一方通行のシステムで、双方向で対話をするというようなシステムにそもそもなっていないもの

ですから、そこを変えようと思うと、セキュリティの問題が当然そこに出てまいりますので、このセキュリティの話とか、その辺は各先生の方がお詳しいかと思いますが、そういったことをきちんとしながらできるシステムというのがそうすぐにできるのかということ、そのハードルは、先ほど申し上げた2つに比べるとかなり高いのかなと思っております。

ただ、一方で、この先を考えていきますと、例えば番号制度が入ったりして、それに伴って国税も含めて、いろいろなシステムがどうなっていくのか、そういう動きもありますから、そういった動きも見ながら、もし可能なやり方が考えられるのであれば、そこは排除せずに検討させていただきたいと思っております。

以上、ちょっときちんと資料に沿った説明になっておらず、恐縮でございますが、とりあえず、現状、私の方からの説明はそんなところでございます。

○安念座長 どうも、ありがとうございました。

それでは、次は日本証券経業協会、楽天証券さんからよろしゅうございますか。お願いいたします。

○日本証券業協会 日本証券業協会の神部です。よろしくお願いいたします。

本日は、このような機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

限られた説明時間でございますので、私どもの協会の業務内容等につきましては、お手元にパンフレットを配付させていただいておりますので、省略をさせていただければと思います。

今回、こういった形で説明させていただく機会をいただきました提案につきましては、本協会が会員に規制改革要望等を募集させていただいております、その中で楽天証券さんから寄せられた意見でございまして、これは楽天証券さんに限らず、証券会社各社にとっても事務の簡素化とか、そういったところで十分有効なものではないかということもございまして、私ども、日証協から内閣府へ要望を出させていただいたというものでございます。

具体的などころにつきましては、提案内容を作成していただきました楽天証券のリーガルコンプライアンス部長の柴野様から説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○日本証券業協会 楽天証券の柴野と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料2に沿いまして御説明をさせていただきたいと思っております。

おめぐりいただきまして、まず2ページ目、3ページ目でございます。

まず、「照会書」ということでございますので、まず、この概要からお話をさせていただきたいと思っております。

基本的には、税務当局様からの御照会に基づきまして、先ほど御説明がありましたとおり、お取引の内容、お金の流れ等の調査をいただくという流れになります。規模感といたしまして、弊社単独でいきますと大体年間で1,200件。各社、俗にいうインターネット専業証券というところで5社ヒアリングを私どもでかけさせていただいたところ、私どもを含

めて6社合計で、大体年間で7,700件の御依頼をいただいております、適宜御対応させていただいているという規模感になります。

数自体は、生保業界様と比べると、全然数が少ないものであるのですが、後ほど御説明させていただきますが、回答する用紙の数が非常に多くなっております。その点につきましては、また、次のページから例を出させていただきます。

おめくりいただきまして、「照会事務」についての負担ということで大きく3つの問題を掲げさせていただいております。

赤字で少々見にくくて恐縮でございますが、もともとの照会書自体が、全て今の時点で書面です。紙による受け渡しで全て成り立っております。各税務署様から書面での照会をいただき、私ども証券会社から全て紙の書面を印刷し、紙の量が多い場合には宅急便等を使用しまして、送付をさせていただいている状況でございます。

その中で、下に書かせていただいております、1、2、3。まず、1番目としては、「照会書」の記載内容精査。これは、先ほど照会書の内容に統一性がないというお話もありましたので、その辺について、御説明させていただきたいと思っております。

2番目といたしまして、「照会書」受領後の作業進捗管理。これは、後ほど触れさせていただきますが、悪く言ってしまうと、そば屋の出前ではないですが、いつ送ってくるのだというお問い合わせが全国500カ所税務署からございますので、やはり、N対1の受けでございますので、受け答えに非常に事務の負担がかかっているということの御説明をさせていただきたいと思っております。

3番目といたしましては、もともとの紙をどうにかならないかということで、出力の問題、それから送達の作業の問題ということで御説明をさせていただければと思います。

続きまして、5ページ目に移らせていただきます。

こちらは、先ほどからお話しが出ております照会書自体のフォーマット、お手元の資料、委員手持資料1と出ている分でございますが、証券会社として回答する内容はほぼ一緒でございます。基本的にはお取引の記録、それとお金の流れの記録でございますので、恐らく調査する内容としてはこの2つ。もしくは預かりの状況です。この3つが揃えば基本的には調査が可能かと思っております。かつ、お出しする際に照会書に基づいて手書きで回答した形跡はここ最近ございません。基本的には金融商品取引法で定める法定帳簿を印刷し、御回答申し上げるケースが大半でございますので、実際のところ、このフォーマットの中身を確認し、依頼事項と齟齬がないかという確認を行うことが、正直時間がかかっている要素でございます。万が一、調査事項と相違する内容を送ってしまうと、二度手間になりますので、必ずフォーマット等を確認しつつ、御依頼の項目を必ず確認して、これであれば前回送った項目の内容と一緒に確認を持った上で法定帳簿を印刷し、出力をさせていただくと。基本的にはフォーマットが統一化すれば、ここに関してそういう精緻な確認作業を簡素化いたしまして、迅速な回答をさせていただけるのではないかとということで、まず、第1点目を挙げさせていただいている次第でございます。

続きまして、ページ数でいきますと7ページになります②を御説明させていただきたいと思えます。

②の内容でございますが、先ほどの話で、どうしても紙のやりとりが双方で行われます。これは、郵送を介してのやりとりになりますので、お互い送った、送らないということで、正直見えづらい状況になっております。手前どもとしては、照会書を受けた順番に応じて各税務署様に御返送をかけているところではあります。照会内容によりましては、非常にお時間がかかるケースのものもございます。そうしますと、どうしても、順番に処理ができないがために、日数的にお時間がかかってきた場合に、先に来た御依頼から返せない状況でございます。その場合に、個別の税務署様から、照会書を送ったのですがいつ送ってくるのだ、というお問い合わせを非常に多くいただく状況でございます。

これについての解決策としましては、次のページをおめくりいただきたいのですが、8ページ目でございます。

内容といたしましては、まず、安易ではありますがオンラインによる照会手続が可能ではないかということで、あくまでも要望という形で御提示させていただきたいと思っております。

その根拠といたしましては、弊社のような証券会社は、現時点におきまして取引所様と、それから証券取引等監視委員会様から取引上の調査を多くいただいております。この件数は、正直国税庁様からの件数を実は超えております。ですが、どう対応いたしているかと申しますと、全てオンラインで完結しております。全ての依頼事項につきましては、コンプライアンスWANというものが双方できております。これにつきましては、全てオンラインで照会いただき、私どもも、法定帳簿は基本的には電子媒体で保存しておりますので、そのまま電子媒体で保存したものをお出しさせていただくという形で、現時点においては円滑に作業が行われているのではないかと。かつ、照会元と照会先がオンラインで確認をとれますので、作業を行っているのか、送ったのか、それとも受領済みなのか、そういうステータス管理もできるということで、無用の問い合わせも減っているのではないかと。ということでオンライン化を進めていただければ非常にありがたいなど。

もう一点、この1月から開始しておりますNISA、少額投資非課税制度のところ。これは、実際、e-Taxを使いまして、私どもからNISAにおける申請書の提出。それと、税務署様から、このNISA口座の開設の承諾の通知を、私が見る限りでは双方向で通信が行われているかと思っております。インフラ問題等がございますが、このNISAで活用していますe-Taxのインフラ、こちらも活用できればと。かつ、証券会社から多く書類をお出しする契機といたしまして、支払調書は、総合課税におけるお客様の取引を月次でまとめまして、税務署様にデータをお流ししています。これは正直何万ページというページ数の支払調書をお出ししておりますので、現時点においても、1枚、2枚の紙ではなく、数千ページのデータを流し込めるインフラではないかということで、一応確認はさせていただいております。

続きまして、③に移らせていただきます。9ページ目になります。

こちらが、先ほども説明の中で触れておったのですが、回答としてお出しするもの自体が印字された法定帳簿でございます。顧客勘定元帳、それから取引日記帳等を印刷して御提出させていただくことが多い中で、どうしても数千ページを超えるような御依頼をいただくケースがございます。これは期間が長い、もしくはお取引自体が非常に多いお客様におきましては、御指定の期間の記録を出力いたしますと、どうしてもこういう数になってしまふ。実際、私どもが照会書をいただく際に必ず返信用封筒を同封いただいておりますが、恐縮ながら、私どもで集計させていただいたところ、今時点で同封いただく封筒が、今日はサンプルをお持ちしたのですが、こちらの長形3号という、こちらの封筒でいただいております。大変恐縮なのですが、私どもの作業としましては、この封筒を使用できる率が、大体1割を切るぐらいの確率でございます。なぜならば、この封筒には入らないことが常時発生しております。ただし、この封筒だけということではなくて、他の税務署様でいきますと、こちらの大きい角2の封筒を入れていただけたところもございます。ですので、実際現場に確認したのですが、大きい封筒としていただけたのであれば、非常にありがたいです。かつ、ここがもう一点。次のページをおめくりいただければと思います。

10ページ目と11ページ目に記載させていただいたのですが、まず、大きさのところの問題と、手前どもからお送りする法定帳簿でございますが、どうしても、お取引の精緻な情報でございますので、個人情報の問題もございます。ただし、税務署様からいただく返信用封筒は通常、普通郵便の扱いでございますので、私どもの会社におきましては、簡易書留郵便に全て差しかえを行いまして、もし紛失したとしても確認がとれる、もしくは説明責任を果たすべく、郵送費のコストを負担させていただきながら、対応させていただいております。

実際、コストにつきましては、何件かお問い合わせをさせていただいたところ、請求をいただければお支払いいただけるということは、お聞きしたのですが、正直、500カ所に請求をかけまして、500カ所からの集金の確認をとる方が実際コストがかかりますので、今の時点では御請求はさせていただいていない事情でございます。

ですので、これも必ずしもということではなくて、他の一部の税務署様におかれましては、大きい封筒でかつ今で言いますと特定記録郵便、昔で言いますと配達記録郵便、これを御指定いただいた返信用封筒を作成いただいている税務署様もございます。ですので、すぐにではないと思いますが、こちらも統一していただくと、金融機関といたしましては簡易書留に替える事務負担、それと直接的なお金の負担というところも、非常に軽減できるのではないかと考えております。

駆け足でございましたが、以上、3点でございます。

大きくは、オンラインというところを切り口にいたしまして、問題の解決を図るということではありますが、先ほどの御説明のとおり、なかなかオンライン化というのはすぐに進むことではございませんので、強いて言えば、要望の中にございます封筒のところ、そ

れとプラスアルファ、紙ではなく電子媒体の御提出、これはCD-R等、いろいろな媒体がございますので、できれば何千ページもプリンターで出す時間、紙のコスト、それと宅急便の手間ということ、電子媒体で削減させていただければと思っております。

以上でございます。

○安念座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして生保協会さんをお願いいたします。

○生命保険協会 生命保険協会企画部長の久津名でございます。よろしくをお願いいたします。

本日は、このように弊会の要望を御説明させていただきます機会を頂戴いたしまして、深く感謝申し上げます。

本件に関しましては、かねてより生命保険協会の規制改革要望の項目の1つとして提出させていただいておりまして、今回の御検討を通じまして、少しでも前に進めていただけたらありがたく存じます。

それでは、早速要望の内容につきまして御説明させていただきます。

○生命保険協会 それでは、資料3をお手元に御準備いただければと思います。

1 ページを御覧いただけますでしょうか。

まず、税務署等からの照会の現状につきまして御説明させていただきます。

現状では、国税徴収法等に基づきまして税務署等から生命保険会社に契約の有無ですとか、あるいは内容について照会が行われているということでございます。

具体的な照会の流れにつきましては、図に書いてあるとおりでございます。

図の①に記載しておりますとおり、先ほどお話が出ましたけれども、税務署等からは書面にて照会が行われているということでございます。

この際、文書の送付先につきましては、各保険会社の支社、あるいは本社の担当部署、あるいは業界団体であります生命保険協会、3つのルートがございます。

実際に照会に回答するところは、各保険会社の本社の担当所管で行うということになりますので、まずは、郵送やメール等で本社の担当部署に照会を集約するという必要がございます。

次の手続としまして図の右下の②に書いてございますが契約の抽出手続ということになります。照会を集約した本社の担当部署で、照会書面から、仮名氏名ですとか、漢字氏名、住所、生年月日等、検索に当たりましてキーとなる項目を目視で確認いたしまして、自社の顧客データを手入力で名寄せをするということでございます。その上で契約の有無、あるいは契約がある場合には、契約内容を抽出するということでございます。なお、照会書面に検索に必要な情報が記載されていない場合もまれにございまして、そのような場合には電話等で不備を解消した上で検索するという必要がございます。

最後に図の③にありますとおり、照会結果の回答となりますけれども、回答書面を作成点検した上で封印発送を行うということになります。

以上のような実務になりますけれども、照会のボリュームといたしましては、ある大手生保については、ここにありまして、年間で100万件を超える照会が行われているということでございます。平日の日数で単純に割りますと、1日当たりで4,000件。これは照会される人数ベースの数でございますけれども、このようなボリュームで照会が行われているということでございます。

生命保険会社43社ございまして、全社でどれくらいのボリュームかというのは、調査している状況ではございませんけれども、まず、税務署等からの照会は契約があるかないかというところからの御照会が大半になりますので、仮に全社にも同じようなある人に対して同じような照会がいつているという場合もあると思いますので、単純に掛け算しますと、100万件掛ける四十数社というようなボリュームでのやりとりが行われている可能性はあるかと思っております。

それから、実際に税務署等から御照会いただきます書面につきまして、お手元の一番下になるかと思っておりますけれども、席上に御準備いただいているかと思っております。先ほど様式の統一化という話が出ておりましたけれども、御覧いただきますと、税務署ごとに様式や項目は様々だという状況でございます。もちろん個別性といったような、先ほどの必要性というところはあるかと思っておりますが、なかなか様式が統一されていないということで、回答の作成、あるいは抽出に手間がかかっているという一因になってございます。

先ほど申し上げたとおりボリュームとしては、1日4,000件ということでかなりありますので、ちょっとした様式の違いで事務の作業量にかなり差が出てくるという実態でございます。

それでは、本冊に戻っていただきまして、2ページ目を御覧いただければと思います。

こうした現状を踏まえまして、生命保険協会といたしまして、要望させていただいておりますのが2ページでございます。

大きく2点ございまして、1つは照会文書の様式の統一化ということでございます。先ほど申し上げたとおり、様式が不統一であるということで、回答対応に負荷がかかっているという状況でございますので、内容ですとか、あるいは記載位置と様式について統一していただきたいということでございます。

税務調査の個別性といった事情はあるとは存じておりますけれども、例えば、契約の抽象に必要な情報、先ほど申し上げた仮名氏名ですとか、漢字氏名、住所、生年月日といったキーとなる項目につきましては、例えば、記載位置を統一していただくとか、あるいは標準的な照会項目については統一いただくとか、一定の工夫を図っていただけないかという御検討をお願いしたいと思っております。

それから要望の2点目につきましては、先ほど出ておりますけれども、オンライン化ということでございます。書面で照会が行われておりますので、回答のときに封入発送といった事務が発生しますし、先ほど申し上げた手入力で文書を読み取って抽出するということがございまして、こちらは定型化された電子データによってオンラインで手続を可能と

していただければ、回答についても迅速化につながるのではないかと考えております。

このような要望が実現した場合ですが、下段に記載させていただいておりますとおり、生命保険会社だけではなくて、税務署と行政機関の側にも回答の迅速化あるいは事務負荷の軽減、コスト削減といったような効果があるのではないかと考えてございます。

先ほど、日証協様から御説明があったとおり保険会社だけではなく、金融業態に広く効果の及ぶ話ですので、相当な広がりを持つ緩和ではないかと思っております。

それでは、3ページを御覧いただけますでしょうか。

2点目の要望のオンライン化でございますが、具体的にどのような形でというところについては、まだ具体的に検討ができていないわけではございませんが、こちらに記載させていただいておりますとおり、将来的に番号制度の活用というのは、是非御検討いただきたいと思っております。

個人番号につきましては、国民一人一人に唯一無二の番号を割り振ると認識しておりますので、新たに情報提供ネットワークシステムというシステムが構築されると伺っておりますので、こういったシステムを通じまして、個人番号を検索キーとしてオンラインでの回答が可能となりますれば、回答のための対応が自動化できるということで、さらに迅速化、効率化が図れるのではないかと考えております。現時点では民間企業には、このような個人番号の活用は認められておりませんが、本件に限らず番号制度は社会的な基盤として是非活用を進めていきたいと思っております。保険金支払いですとか、あるいは住所変更といった多くの場面でお客様の利便性の向上、あるいは行政や民間の業務の効率化といったところにつながる制度だと考えておまして、別途生命保険協会から民間利用について要望を提出させていただいておりますので、こちらにつきましても、御理解御支援のほど、お願いいただければと思います。

それでは、4ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらは、税務署からの照会に係るコストを試算しております。これはあくまで試算でございます。人権費ですとか印刷費、あるいは郵送費等、一定の仮定をおきまして、特定のある会社の受付件数、あるいは対応している人員を単純に業界全体に引き延ばしたものですので、あくまで御参考という形で御覧いただければと思いますが、先ほどのボリューム等を勘案しますと、行政、あるいは保険業界合わせて毎年十数億程度のコストが発生していると認識でございます。

それから、下段に今回の検討対象ではないと思っておりますけれども、同様の照会としまして福祉事務所からの照会もかなりのボリュームでございます。そちらについても同じくらいのコストがかかっておりますので、他の行政機関からの照会という意味では、この点についても、今後御検討お願いできればと思っております。

最後に5ページ目になりますが、こちらは御参考までに生命保険協会業界の要望内容の全体を掲載しているということでございます。

生命保険協会といたしましても、今後とも、税務行政の適正円滑な運営に御協力してま

いりたいと考えておりますけれども、本日御説明させていただいている内容については、税務照会に対する回答の迅速化、あるいは行政の合理化、ひいては国民利便の向上にもつながると考えてございますので、是非、前向きな御検討をお願いできればと考えております。

御説明は以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑を行いましょう。どうぞ、どなたからでも、佐久間さんからどうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

まず、私、規制改革会議のホットライン対策チームで座長をやっております。

日ごろから、広い意味での金融業界さんの方々と、金融庁関係の方々から、それにまつわるいろいろ要請をいただきまして、私にとって金融業界は最大のクライアントだということで、この場をかりて御礼を申し上げます。

まず、1点、この照会事務に対して出す情報が紙でなければいけないということが、法令で決まっているのかと。そうであれば、まさに規制改革。実際、非常にそういうものがたくさんあります。例を挙げたら教科書は紙でなければいけないとか、ある看板についてはサイズまで決まっているとか、ありとあらゆるものを紙で、こういうサイズでというのがありますが、この照会に関して出す先の情報が紙でなければいけない。もしくはある書式でなければいけないというのが法令で決まっているのでしょうかという確認が最初でございます。教えていただければと思います。

○国税庁（重藤課長） 基本的には、特におっしゃったように、書面でというふうに決まっているということではありません。したがって、書面でなくても法令上は構いません。

○佐久間委員 ということであると、ほとんどの規制改革の話というのは、まさに法令もしくは文書の書式、通達等々、事実上の規制の改革なのですが、これはある意味で、運用の問題ということだと理解してよろしいでしょうか。

○国税庁（重藤課長） 私も、基本的にはそういう問題であろうと認識しております。

○佐久間委員 だとすれば、ちょっと私、日本の競争力の源を見た感じもするのですが、10年か、20年前、こういうこともあったのかなと思ったら、今もこういうことだったのかなということでありまして、企業からすれば、例えばいろいろなところの調査を受けます。特に外国政府から受けて、企業の最も重要なコストデータ、技術データ、こういうものを出さざるを得ない。通称アンチダンピングの調査とか、あと競争法関係の届け出。膨大なデータを出します。それも最高機密を。ただ、書面で出したということは、もう何十年前かありましたけれども、もう20年前からはないです。もちろんセキュリティは確保しますということからすれば、これは運用ということであれば、もう、この世の中の流れからすれば、書面でないというのは当たり前の話ではないかなという気はいたしますので、それは私の感想、見解です。

この話というのは、今回初めてなのか、ずっと証券業界さんとか、いろんな業界さん、

生保協会さんの方から税務署等々をお願いをしてきたけれどもできなかったという話なのか、比較的新しい話なのか、その辺についてちょっとお伺いできればと思います。

○安念座長 どなたか。

○日本証券業協会 この資料をまとめるに際して、直近で、各税務署様に書面ではなくCD-RもしくはDVDでの提出をしてよろしいですかというお問い合わせを、20件ほどさせていただきました。そのうち、1件はオーケーをいただきまして、19件はだめだと。理由について全て確認を求めましたところ、各所轄税務署では判断できない、国税局に確認をとると。2～3日経って回答が来た中で、正直ベースで申し上げますが、パソコンがない。印刷をこちらでやらなければいけないので勘弁してくれ。データでは困るということで、そうですかということで印刷を継続したということになります。これは、直近の調査というよりは、過去、私の諸先輩方含めて、過去40年近く紙のやりとりをやっておりますので、適宜、数が多いときに関しては、当然お互いの負担もございまして、電話をしてコミュニケーションをとりながら行っていたところではあります。原則、やはり紙だということで、基本的には御通知をいただきながら処理をしている状況ではございます。

○佐久間委員 ありがとうございます。

○安念座長 他に、どなたか。

○大田議長代理 これはあくまで国税庁が金融機関に要請する話と受けとめていいわけですね。質問検査権はあっても、協力を要請しているという位置付けなわけですね。

○国税庁（重藤課長） そこは何というのでしょうか、根拠となる法律はあります。国税通則法なり国税徴収法に、国税当局はいろいろ納税者本人だけではなくて、その取引先とかに対しても、いろいろ調査はできると。そういう法令があって、それを根拠をお願いをしているということです。ただ、犯則調査のような強制的な調査みたいなものではない、したがって、法令を根拠とした要請ですが、我々は一応法令を根拠としつつ、証券・金融機関さんにこういう情報を提供してくださいとお願いをして、それに答えていただいているということです。

○大田議長代理 質問検査権があるわけですから、調査を要請なさるのはいいと思うのですが、その要請であれば、これは規制改革でも何でもなくて、協力者がなるべく効率的に、なるべく便利にようにするのは当然のように思うのですが、いかがでしょうか。

○国税庁（重藤課長） 我々も気持ちとしてはそのように思っていて、おっしゃることに異論があるわけではありませんで、これは、もちろん、金融機関さんの負担というものも軽減するに越したことがないというのもありますし、また、ある意味で全く角度を変えれば、それが結果的に我々自身にとってもプラスになるという面も当然あるわけですから、そこはできる限り、物理的にちょっとすぐにできないとか、そういう問題は当然あるのかなと思いますが、できることは金融機関さんの御意見も聞きながらやっていきたい、そういう気持ちは持っております。

先ほども、例えばちょっと確認したけど紙じゃないとだめだとか、そのあたりが、やや

我々の組織が実際にこういう照会をやり始めた時代、多分、何十年も前で、言ってみれば、そのころのやり方のまま今に来ているところがあって、また、多分、昔だと支店ごとに、支店に聞いて、支店で答えてもらっていたようなものが、例えば、金融機関がだんだん集中化してセンターでやったりとか、あるいはネット証券さんとかですと、そもそも御商売自体が1点に集中してやるような感じになっていて、それぞれの支店ごとで事務をするというものではなくてきている、そういう変化が起きてきている、それに我々の事務が必ずしも十分について行けていないというところがあるのだろうと思うのです。したがって、そこは、我々自体の事務のやり方とか、少なくとも、例えば、その書式、書面が合っていないところからでも始めて、できることは、少しずつでもきちんとやっていきたいと思っております。

○安念座長 どうぞ。

○森下委員 これは基本は脱税の調査という理解でいいですね。

○国税庁（重藤課長） 脱税の調査で全部聞いているという用語がありますが、申告が正しいかどうかを確認する、裏を返せば、正しくなければそれは。もちろん、脱税という意図的にやっている響きがあるのですが、必ずしも意図的でなくとも、ちょっと計上漏れとか、計算間違いというものもありますので、そういうものも含めて申告がきちんとなされているか。もちろん申告しなくてはいけないのに申告していない人もいますのですけれども、いずれにしても、適正な申告がなされているか、ということ調べるという目的です。あと、ちょっと別のところだと、滞納されている方について、払える人には払っていただくかなくてはいけないので、その人がどういう資産を持っているのかみたいな、そういう課税調査とは別の目的でやっているものも一部にはあります。

○森下委員 今日、確定申告が終わったところなので、来たら嫌だなと思いながら。ちょっとびびっていたのですけれども。それは冗談ですけれども、本当に来たらびっくりしてしまいますけれども。

そのときに思ったのは、確定申告が電子化されていますね。だから、コンピューターがないというのは本来ありえないだろうとまず思うのと、それから、これは調査を含めてやるのであれば、電子化した方が当然検索をかけられるので、発見が早いと思うのですね。何千ページを人の目で見えてやってやるというのは、これは多分、見逃しますね。逆に言うと前回の話も同じですけれども、ソフト化して、むしろ同じ名前とかでヒットして行って、調べていくという方が効率もいいし、多分、実行の関係も考えたら速く調べられますね。むしろ、電子化した方がいいのではないかと思うのですが。そのためのコストというのは、ある意味国税の側からいうと必要経費だとは思いますが。そんなことはないですか。

○国税庁（重藤課長） 電子化した方がいろいろな意味で利便性にしても、あるいは今おっしゃった検索等々いろいろとやる上でも便利なのではないか、そういう面はあるのかなという気はいたします。ただ、そこは先ほど申し上げましたように、国税も今既存のシス

テムがあって、もちろんそれで電子申告とか、先ほども、KSK (e-Tax) のシステムを使っているいろいろなやりとりをしているというお話もありましたけれども、ただ、実は国税のシステムも、毎年毎年いろいろな改変とか見直しを少しずつやっているのですけれども、なかなか図体がでかいものですから、本当に優先順位の高いものからやって、なかなか手が回らなくて、5年先、さらにその先までどういうスケジュールで何をやっていこうかみたいなことをやって、それでもお金が足りなくて、十分できないというようなところも一方ではございます。

したがって、考え方としては非常にわかるのですけれども、現実的にそれをすぐにできるかという、金銭的なことも含めて、なかなか対応できない部分もあるというのは実情でございます。

○森下委員 コストがかかるのはわかるのですけれども、ただ、例えば電子化に出してくるファイルを統一するとか、ソフトをある程度指定していくと、検索機能は生きますね。結局のところ、徴収率を上げるというのは一番大きな課題でしょうから、そうするとそんなにコストをかけなくとも大分早くなると思うのですが、とても数千ページ見ていって、覚えていると思えないですし、コストを考えると、その辺は取り組まれた方がいいのではないかと思うのです。そんなに難しい話のような気がしないのですが。

○国税庁(重藤課長) 先ほども申し上げましたように、例えば、CD-RとかDVDとかに落とした形のディスクでいただくとか、それですと、先ほどの税務署に問い合わせたけれども、だめと言われたという話がありましたけれども、そのあたりは、もともとずっと紙でやってきたこともあって、まだ現場の方でもそれを受けていいのかどうかかわからないところもあるので、そのあたりは我々の方でも問題意識を持って。そういったところは、割と取り組みやすいところだと思いますので、そういうことについては、我々も検討して考えていきたい。さらに、「お願いするの、また提出してもらうのも1つシステムで」というところになると、もうちょっと。

○森下委員 それは確かにそうですね。もう一点。先ほど、保険協会でしたか。同じソフトで同じ様式にしてしまえば、より検索がかけやすいですし、お互いに効率もよく調べやすいと思うので、それって、通達一つ出せば終わるのではないのですか。

○国税庁(重藤課長) 繰り返しになりますが、私もそれを嫌だといっているわけではございませんので、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○森下委員 ありがとうございます。国税が来ないように願っております。

○国税庁(重藤課長) その点は、税務署は行くときには、選定をして、やはりそれなりに疑問点があるところから行くという形で行くのではないかと考えております。

○安念座長 他に、いかがですか。松村先生どうぞ。

○松村委員 e-Taxのイメージで、全部オンライン化が進んでいると思ってしまうかもしれないのですけれども、実際には多くの税目のところで、慎重にステップ・バイ・ステップでオンライン化を進めておられるとのこと。だから、優先順位があって、あらゆるものを

一挙にやることはできないという事情は確かによくわかる。しかし今、指摘があった通り、最終的にはそうする方が、全体としてもコストが下がるし、全体としても不正の発見だとかの効率も上がると思うので、長期的に取り組んでいただきたい。ただ、時間がかかるといのは、その通りだと思いますし、要求した方も、今すぐできるとは期待していないと思いますが、長期的な課題にも、リップサービスだけでなく真摯に前向きに取り組むようお願いします。

一方今すぐできることもかなりあったと思います。例えば、用語の統一だとかについては、前向きに言っていたので、かなり早い段階でできると理解しました。

その場合に、今回の調査ではこれは聞くけれども、これは聞く必要がないという問題があるので、あらゆる調査で完全に同じフォーマットで同じことを聞くことはできないという点は理解しました。しかし、同じものをあらかずのに、用語が各税務署で違うだとかという類のものは全く違う話だと思います。こういう類の問題は比較的早く、今すぐにでも対応していただけると認識しています。案件ごとに、これを聞くこともあるし、これを聞くこともあるということがあったとしても、聞く典型的な項目は当然あると思います。それぞれこれを聞くときにはこの言葉を使って、一々事業者が確認する必要がなくなるという程度までには、速やかにやっていただけると御回答いただいたと認識しています。是非、お願いします。

それから、証券協会から言われた3番目のこと。着払いにして簡易書留で送るということについても対応してくれと言う点も、比較的早くやろうと思えばできますね。これも早急にやっていただけると思いますが、もし大きな障害などがあるようであれば、こういう障害があるからと指摘して下さい。もちろん予算の問題があるということは十分わかりますが、そもそもネットワーク化が遅れている責任のある側が、そのついでに民間に回すことはないだろうし、すべきでもないと思いますから。是非お願いします。

○国税庁（重藤課長） 確かに、それが制約要因になるかどうかは別として、確かに金目（カネメ）的には多少割高になるというところは、それはあるとは思いますが。ただ、それが本当にクルーシャルなものなのかどうか、そこら辺はいずれにしても、私どもでも実態をきちんと確認をして、できることはしっかりやっていきたいと思えます。

○安念座長 どうぞ。

○佐久間委員 非常に素朴な質問なのですが、こういう調査をされる方というのは、1人にパソコンが1台あるという状態にないのですか。それとも、1台は持っておられると。それは、もちろんパーソナルではなくて。お役所として、そういうものが与えられているのか。

○国税庁（重藤課長） 基本的に1人1台はあてがわれています。

○佐久間委員 ということであれば、媒体としてDVDとかCD-ROMで渡されて、それを見られないということはないという理解でよろしいのでしょうか。

○国税庁（竹川企画専門官） 済みません、私、国税庁課税総括課で企画専門官をしてお

ります竹川でございます。ちょっと細かな話になりますので、私から補足で発言させていただきます。

税務署におきましては、今、LANというもので、ネットワークを通じたところで仕事をしておりますので、各人1台という形で、原則的には1台でございます。一方で、当然ネットワークですので、外部からの記録媒体等での読み込み、これに対してのセキュリティという側面がありまして、現状の取扱いとしましては、ネットワークに接続したパソコンでそういった記録媒体を読み込むということは、実務上禁止をしているという実情がございます。そのあたりは、今後の取扱いをどうしていくかということでございますので、そこでいろいろな方法が考えられるかと思いますが、現状パソコンがあるのかないのかという点に関しましては、各人1台持って執務に当たっているという現状でございます。

○安念座長 どうぞ。

○滝座長代理 意見というか、感想です。今日のお話を聞いていると大変前向きでいらっしゃるし、電子化、オンライン化のところをきちんとやると、結構、経済効果は世に示せるし、今の政権が策定した世界最先端IT国家創造宣言が勢いをつけられるのではないのでしょうか。その先頭を切るような形でお願いできそうだなと思いました。

○安念座長 いいですか。

はっきり言って、実につまらない問題だと思います。つまり、目標は完全オンライン化に決まっているのであって、角型何の封筒がどうだの、書留どうだの、そんなけちな話ではないことは見え見えですね。要するに、例えば、5年以内に完全オンライン化しましょうと、それだけのことですね。それもできないような国なら、いずれにせよ日本はもうだめだ。5年でどうです、5年あればできるでしょう。これは、国税庁さんにとってだっていいということは、百も御承知のことだ。あとは要するに金の問題だけでしょう。金をどう引っ張ってくるかという話ではないですか。

KSKについては懐かしい言葉が出た。あれについては、民主党政権のもとで事業仕分けでやったのですよ。これは、重藤さんの責任では全然ないから申し上げるけれども、その当時の本省の会計課長が何て言ったかということ、金がかかって困るといったように記憶しています。システムの構築については、予算面でそれなりに配慮されていると私も認識しているし、それはそうでないとやっていけないです。

そこで、とりあえずの話だけれども、国税庁が一番情報を照会する先としての金融各業態とで集まっていたら、どういうふうにフォーマットを統一していくか、を詰めていただけませんか。まずはそのフォーマットの統一というところから始めていただいて、その上で5年ぐらいで完全オンライン化する、そのくらいの仕事ではないですか。

だから、とにかく、完全オンライン化に向けた検討体勢を組んでいただけませんか。

○国税庁（重藤課長） 各業態さんとお話をするところについては、それは全く、我々も是非いろいろとお話を、業態さんの実情を聞いて、やっていかなくはいけませんので、それは是非進めたいと。5年でできるかということ、そこにつきましては、私もここ

でいいかげんなことは、やはり言えません。座長の問題意識はよく承りますが、そこについては、問題意識も踏まえつつ、我々も検討はしていきたいということに。

○安念座長 では、こうしましょう。5年はともかくとして、とにかく完全オンライン化を目指して、各業態との間でよくコミュニケーションをとっていただく。それから、差し当たり。可搬型というか、ポータブルな電子媒体での提出は当然認めていただく。その前提として当然、調査票の書式の統一も進めていただく。これは、差し当たりやっていたかなくてはいけない。これはいいでしょう。

○国税庁（重藤課長） 「差し当たりやっていたかなくてはいけない」というのが、どこにかかるのが、ちょっとよくわからなかったのですが。

○安念座長 差し当たり書式の統一と、DVDというか、電子媒体での物での提出ですよ。紙じゃなくて。

○国税庁（重藤課長） 済みません、そこに関して言いますと、別にそれをできませんと言うつもりは、もちろんありません。ただ、やるに当たって、うちの組織の中でもいろいろな技術的なこととか、それはきっちり担当の所とも相談をしないといけないので、それもせずに、私がここですぐに、はいと言うことはできない、そういう意味で、そこまでやりますとは、はっきり断言はできないのですが、ただ、その検討はちゃんとしてまいります。

○安念座長 6月に、うちも答申を書かなくてはいけないので、そのときまでに色よい御返事をいただきたい。

○国税庁（重藤課長） 御要望は承りました。

○安念座長 わかりました。目標はそれでいいですね。金融各業態の方も、とにかく、5年かそこらの間に完全オンライン化を目指しましょうよ。大体、出す情報は極めて定型的なものです。例えば、生保さんの関係では、そもそも生保の契約に入っているか、どういう種別の契約か、何年の保険金額が幾らか、解約返戻金は幾らか、そういう話ですね。

ということは、それ以外の何か特殊な照会というのがあるかもしれないけれども、99.9%は、そういう定型化され調査情報を打ち返せばいいということだろうから、ある意味で、オンライン化に非常になじむというものだろうと思います。とりあえず我々のワーキングというか、ここでの雰囲気としては、5年で完全オンライン化を目指したいものだと、こういうふうに総括をしました。よろしくお願いします。

どうも、皆さんありがとうございました。